

## 小矢部市小中学校再編推進計画

### 【概要版】

令和6年12月  
小矢部市総合教育会議

## 第1章 計画策定について

### 1 計画策定の趣旨

本計画は、令和元年12月小矢部市小中学校統廃合審議会からの「答申」の実現に向けて必要な諸施策や、学校施設の現状と今後などについて総合的な精査・検討を行うと共に、保護者アンケートや市長のタウンミーティングにおける意見等を踏まえたうえで、本市の学校再編に向けた基本的な取り組み方針を示すものです。

### 2 計画の推進と見直し・検証

社会の変化や教育を取り巻く状況の変化が著しいことを踏まえ、日々の社会変化や人口の状況、学校制度の変更等を勘案しながら、計画の必要な見直しを行っていきます。

## 第2章 学校再編の基本的な考え方

### 1 望ましい学校規模

教育環境面、指導体制面及び学校運営面を踏まえ、かつ、本市の地理的状況等を総合的に考慮し、望ましい学校規模を次のとおりとします。

#### ① 望ましい学級数

##### <小学校> 1学年1学級以上、学校全体で6学級以上

望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが望ましいと考えます。

##### <中学校> 1学年2学級以上を維持できる規模

より大きな集団活動ができ、また全教科の教員の確保等の観点から、できれば1学年3学級以上が望ましいが、本市の地理的特性、生徒数の分布状況、通学距離、地域バランスと地域理解、小学校と中学校との再編の整合性等を総合的に勘案し、本市では1学年2学級を維持できる規模が望ましいと考えます。

#### ② 1学級当たりの望ましい児童生徒数

##### <小中学校共> 1学級当たり20人から30人程度

ただし、当面、多くても全学級35人を超えないこと

学習面ではグループ学習等による授業が成り立ち、多様な意見にふれることにより、対話的で深い学びができるここと、また、指導面では委員会等の学級活動が成り立つことが望ましく、そのためには少なくとも20人程度の規模が必要と考えます。一方、教師の目が一人一人の児童生徒に行き届き、きめ細かな指導が行われるためには、30人程度までが適切であり、多くても全学級35人を超えないことが望ましいと考えます。

## 2 望ましい学校再編

学校再編は、望ましい学校規模の実現を主として推進されるとともに、本市の地理的特性や地域バランス、通学距離等を総合的に勘案して判断することが適切と考えます。

望ましい学校再編の判断については、次の観点から行います。

#### ① 望ましい学校規模の実現

以下の②～⑤に配意するとともに、児童生徒数の今後の予測を踏まえ、望ましい学校規模の実現を考慮します。

#### ② 児童生徒の通学距離・通学時間・通学の安全

再編によって、通学距離が遠くなりすぎないこと、通学時間が長くなりすぎないこと、通学の安全性が保たれる等の点を考慮します。

#### ③ 市の地理的特性、地域バランス等と地域の理解

縦長に伸びている本市の地理的特性、市域全体の均衡ある発展と学校の関係を踏まえた地域バランス、地域の歴史文化と地域コミュニティ形成に果たす学校の役割、地域住民の理解との関係等も考慮します。

#### ④ 小学校再編と中学校再編との整合性

小学校の再編と中学校の再編とが整合性を有することは不可欠であり、小学校・中学校全体の配置を考慮します。

#### ⑤ 財政的視点

本市財政への過度な負担とならないよう検討します。

## 第3章 学校再編の具体的な方向性

### 1 具体的な学校再編と実施目標時期

#### ① 具体的な学校再編

学校再編の基本的な考え方及び児童生徒数・学級数予測を踏まえた結果、次の学校再編が適切と考えます。

#### ① 東部小学校を石動小学校へ統合

<理由>・東部小学校は、ここ数年で児童数の減少がさらに進み、令和12年度には第1学年と第2学年で複式学級となることが見込まれます。また、校区内の直近の出生数において、1学級当たりの平均児童数において、望ましい学級人数を確保できなくなる。  
・両小学校は、共に石動中学校区内にあり、両校の統合が適切である。  
・東部小学校と石動小学校との距離は約3kmと比較的距離が近く、現東部小学校区の児童の通学距離が極端に長くならない。  
・石動小学校は、平成25年度新築整備であり、今後の耐用年数が長い。  
・現石動小学校校舎は全学年の2学級編制が可能となる規模を有しており、再編のための校舎改修を要しない。

※なお、小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。本市では、小学校は地域との関わりを深める大事な拠点であると考えていることから、他の小学校については、複式学級になるまで再編は行わないこととします。

## ② 市内中学校1校に統合

- <理由>・中学校は、小学校よりさらに人間関係を大切にし、クラス替えができる、いろいろな生徒や教員と接することにより、価値観の多様化を図ることが望ましいと考えられる。
- ・生徒数の推計では、令和18年度に、蟹谷中学校で全学年の生徒数が20人未満となることが見込まれ、また、津沢中学校においても生徒数が20人未満となる学年の発生が見込まれることから、その時期に市全体で1中学校への統合を検討する必要があると考えられる。
- ・市全体で1中学校とする場合は、適切な通学距離を確保することを前提としたうえで、校舎の位置を決定し、新設することが望ましいこと、また、規模に見合った校舎・グラウンド等の整備費、用地費、スクールバス費用等、多額な費用を伴うことから、長期的な財政計画が必要と考えられる。

## (2) 学校再編の実施目標時期

### ① 東部小学校を石動小学校へ統合する目標時期とその理由

令和12年度までに実施

- ・東部小学校は、ここ数年で児童数の減少がさらに進み、令和12年度には第1学年と第2学年で複式学級となることが見込まれます。また、以後は、グループ学習による対話的授業や合唱・体育のチーム競技等の団体授業、学級活動・運動会等の集団活動が全学年で困難な状態が続くものと考えます。
- ・一定規模による適切な授業や学級活動等の集団活動を通じて社会性を育む教育を推進するうえで、望ましい学級人数を確保することが適切と考えます。
- ・保護者及び地域への丁寧な説明と理解を得るために、一定の時間が必要と考えます。
- ・児童間の融和を図るために、合同授業・合同行事等を行うための移行期間を設けることが望ましいと考えます。
- ・統合校の開校準備に必要な諸費用（通学バス増車等）に対応した計画的な財政運営に基づくことが必要と考えます。

以上の点から、東部小学校を石動小学校へ統合する時期は、令和12年度までに実施することが適切と考えます。

### ② 市内中学校1校への統合目標時期とその理由

令和18年度までに実施

- ・令和18年度に、蟹谷中学校で全学年の生徒数が20人未満となることが見込まれ、また、津沢中学校においても生徒数が20人未満となる学年の発生が見込まれます。
- ・全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくし、全ての授業で専門の免許を有する教員が学習指導をするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいと考えます。
- ・保護者及び地域への丁寧な説明を行い、理解を得るために、一定の時間が必要と考えます。
- ・学校再編に伴う保護者及び地区住民の理解・協力に配慮すると共に、統合に向けた諸準備の期間、統合校の開校に必要な諸経費に対応した計画的な財政運営を勘案し、令和18年度までに実施することが適切と考えます。

## 2 各学校再編実施に向けた取り組み

### (1) 通学バス増便による通学手段・適切な通学時間の確保

再編によって、通学距離が遠くなる校区については、「再編に伴う通学手段の原則」を定め、通学時間（バス乗車時間を含む。）が長くならないよう、通学バスの増車により、適切な通学手段を確保します。

### (2) 放課後児童クラブの整備

小学校の再編に伴い、放課後児童クラブへの登録児童数が増加し、現在の施設では収容困難となることも予想されることから、今後、必要な規模の放課後児童クラブ室（棟）の整備を検討します。

### (3) 「(仮)学校再編推進地域協議会」の設置

2つの再編それぞれに「(仮)学校再編推進地域協議会」を設置します。

同協議会は、統合後の学校の教育方針案について協議し、統合後の学校も地域に支えられた学校となるよう、保護者・地域の方々の共通理解を形成する場としての役割をもつものです。

### (4) 「(仮)学校再編準備委員会」の設置と合同授業等の実施

2つの再編それぞれに「(仮)学校再編準備委員会」を設置します。

同委員会は、上記の地域協議会で協議していただくための統合校の学校教育方針案を作成します。

### (5) 長期財政計画の策定

学校再編に向けた諸準備に伴う経費と共に、再編に伴う財政的影響や生徒が安全で快適な学校生活を送るために必要となる中学校の修繕工事、統合中学校を建設する場合の費用等の主要課題に対応できる長期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営のもと、再編に取り組みます。

## 3 学校再編に伴う影響

### (1) 防災面での影響と対応

学校再編に伴い、学校施設が解体・廃止された場合は、防災対策上の影響が生じます。

その対応策としては、民間事業所施設や地区公民館等に対し、代替施設として協力を依頼することが必要となります。当該地域内に代替施設が確保できない場合は、避難所として体育館、避難所としてグラウンドを存置することが必要と考えられることから、当該地域内の代替施設確保の可否について、具体的な調査を行うものとします。

### (2) 公民館事業・地域行事等への影響と対応

再編後の学校においても、これらの地域の諸事業・行事等への児童生徒の積極的な参加を促していきます。

### (3) スポーツ少年団・社会活動団体・地域活動への影響と対応

学校再編に伴い、体育館が解体、又はグラウンドが廃止された場合は、これまでの活動場所が無くなることになります。

充実感のある暮らしや健康な市民生活のために、スポーツ活動の場は、可能な限り確保することが必要であり、対応として、統合後の学校施設に活動場所を移すことやチームを統合する等の方策が考えられますが、そのような対応が多くの困難や不便を伴う場合は、体育館やグラウンドを存置することが必要と考えます。

## 4 再編後の各学校施設の活用・処分

再編後の各施設の具体的な処分・活用方法は、再編実施前までに決定するものとします。

## 小矢部市立小中学校再編推進地域協議会設置要綱

### (設置)

**第1条** 小矢部市立小学校及び中学校の再編について、所要の準備を行い、円滑な移行を図るため、小矢部市立小中学校再編推進地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

**第2条** 地域協議会は、小矢部市立小中学校再編推進計画に基づき、次に掲げる事項について協議し、統合後の学校も地域に支えられた学校となるよう、保護者・地域の方々の共通理解を形成するための協議を行うものとする。

- (1) 学校教育方針、行事計画その他学校運営に関すること。
- (2) 名称、校章及び校歌に関すること。
- (3) 校区の変更に関すること。
- (4) 通学手段その他児童生徒の通学に関すること。
- (5) P T A、教育後援会その他の学校関係組織に関すること。
- (6) 学校の設備及び備品の整備等に関すること。
- (7) その他学校再編に関して必要な事項に関すること。

### (組織)

**第3条** この地域協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 再編の対象となる学校（以下「再編対象校」という。）に通学する児童生徒の保護者の代表
- (2) 再編対象校の通学区域の地域住民の代表
- (3) 再編対象校の教育後援会の代表
- (4) 教育長
- (5) 再編対象校の長
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から再編校が開校する日の前日までとする。

### (会長及び副会長)

**第5条** 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

ただし、第1回目の会議は教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議には、必要に応じて関係者の出席を求める、意見又は説明を聴くことができる。

(準備委員会の設置等)

**第7条** 地域協議会は、所掌事務を遂行するため、学校再編準備委員会（次項において「準備委員会」という。）を設置し、地域協議会で協議するための再編校の学校教育方針案等を作成する。

2 準備委員会の組織及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

(庶務)

**第8条** 地域協議会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この告示に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、第1条に規定する目的達成後、その効力を失う。

**東部小学校を石動小学校へ統合に向けた  
学校再編推進地域協議会委員名簿**

**【構成委員】**

所属先及び役職	氏名	備考
石動西部地区自治振興会会长	杉澤 弘司	
中部自治振興会会长	山本 譲	
石動東部地区自治振興会会长	新明 政夫	
北部自治振興会会长	山本 裕二	
石動南部地区自治会連合会会长	宮崎 均	
南谷地区振興会会长	大谷 嘉一	
埴生地区自治振興会会长	南 優正	
子撫地区振興会会长	林 俊信	
宮島地区自治振興会会长	森 茂樹	
石動小学校教育後援会会长	竹松 豊一	
東部小学校教育後援会会长	谷口 巧	
教育長	沼田 勉	
石動小学校校長	竹田 新	
東部小学校校長	紺谷久美子	
石動小学校 P T A 会長	今井 俊樹	
東部小学校 P T A 会長	中山 祥子	

**【事務局】**

教育委員会事務局長	野澤 正幸	
教育総務課長	長太 一進	
教育総務課課長補佐	松田 恵美	
教育総務課課長補佐	太田 孝博	

**【所掌事項】**

- 1 学校教育方針案（学校のあり方）
- 2 学校名・校章・校歌等
- 3 校区の変更
- 4 通学手段の確認（スクールバスの増配車、バス停設置等）
- 5 P T A 及び教育振興会の運営
- 6 学校の設備及び備品の整備等
- 7 その他学校再編に関し必要な事項

**【設置期間】**

再編校が開校する日の前日まで

## 東部小学校を石動小学校へ統合に向けた 学校再編準備委員会委員名簿

### 【構成委員】

所属先及び役職	氏名	備考
教育長	沼田 勉	
石動小学校校長	竹田 新	
東部小学校校長	紺谷久美子	
石動小学校教頭	南 明子	
東部小学校教頭	遠藤真喜子	
石動小学校教務主任	佐野 隆文	
東部小学校教務主任	細江孝太郎	

### 【事務局】

教育委員会事務局長	野澤 正幸	
教育総務課長	長太 一進	
教育総務課課長補佐	松田 恵美	
教育総務課課長補佐	太田 孝博	

### 【所掌事項】

- 1 学校教育方針案（学校のあり方）
- 2 学校名・校章・校歌等
- 3 校区の変更
- 4 通学手段の確認（スクールバスの増配車、バス停設置等）
- 5 P T A 及び教育振興会の運営
- 6 学校の設備及び備品の整備等
- 7 教育課程編制
- 8 年間行事計画・日課・時間割
- 9 再編前の児童交流、合同行事の実施（校外学習、宿泊学習など）
- 10 教職員の研修計画
- 11 図書館運営
- 12 I C T 機器の取り扱い
- 13 特別支援教育（特別な支援を要する児童への配慮）
- 14 制服・体操服の取り扱い
- 15 学用品等（リコーダー、算数セット、習字セット、絵具など）の取り扱い
- 16 その他学校再編に関し必要な事項

### 【設置期間】

再編校が開校する日の前日まで

## 統合までのスケジュール

### (小学校) 東部小学校を石動小学校へ統合

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
①学校再編推進地域協議会	学校再編推進地域協議会立ち上げ 制服・教材の統一化協議 合同学習・合同行事協議	教育方針案協議 校名・校歌・校章の協議	➡	校名・校歌・校章の決定 校区の見直し PTA・後援会費協議		統合						
②学校再編準備委員会	学校再編準備委員会立ち上げ 制服・教材の統一化協議 合同学習・合同行事協議	教育方針案協議	制服・教材の統一	合同学習・合同行事の実施	合同学習・合同行事の実施 引っ越し							

### (小学校) 令和7年度協議スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①学校再編推進地域協議会				学校再編推進地域協議会立ち上げ			制服・教材の統一化協議				合同学習・合同行事の協議	
②学校再編準備委員会	調整項目の洗い出し	調整項目の洗い出し		学校再編準備委員会立ち上げ		制服・教材の統一化協議				合同学習・合同行事の協議		

## 会長及び副会長の選出について

役 職	氏 名	所属先及び役職
会 長		
副会長		

## ○小矢部市立小中学校再編推進地域協議会設置要綱

(会長及び副会長)

- 第5条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。**
- 2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 調整項目の担当割(案)

- 1 学校教育方針案(学校のあり方)  
→ 石動小学校、東部小学校
- 2 学校名・校章・校歌等  
→ 市教育委員会
- 3 校区の変更  
→ 市教育委員会
- 4 通学手段の確認(スクールバスの増配車、バス停設置等)  
→ 市教育委員会
- 5 P T A及び教育振興会の運営  
→ P T A、教育後援会
- 6 学校の設備及び備品の整備等  
→ 市教育委員会
- 7 その他学校再編に関し必要な事項  
→ 事案に応じてその都度決定

## (参考)

- 1 再編前の児童交流、合同行事の実施(校外学習、宿泊学習など)  
→ 石動小学校、東部小学校
- 2 制服・体操服の取り扱い  
→ 市教育委員会
- 3 学用品等(リコーダー、算数セット、習字セット、絵具など)の取り扱い  
→ 石動小学校、東部小学校